

第7回

熊本市・富合町合併協議会



と き 平成19年8月20日（月）

午後2時～

ところ KKRホテル熊本 1階 有明・不知火

目 次

〔報 告〕

議員専門部会からの報告	3
-------------------	---

〔協 議〕

(前回提案分)

協議第 7 号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて	9
協議第 2 7 号 消防防災の取扱いについて (その 2)	15
協議第 3 1 号 各種福祉制度の取扱いについて (その 3)	21
協議第 3 2 号 清掃事業の取扱いについて (その 1)	29
協議第 3 4 号 農林水産関係事業の取扱いについて (その 3) (その 4)	35
協議第 3 7 号 都市計画の取扱いについて (その 1) (その 2)	49
協議第 1 7 号 公共的団体等の取扱いについて	57
協議第 1 8 号 補助金・交付金等の取扱いについて	61

(今回提案分)

協議第 1 0 号 一般職の職員の身分の取扱いについて	69
協議第 1 1 号 合併市町村基本計画について	75
協議第 1 3 号 条例、規則等の取扱いについて	77
協議第 1 4 号 事務組織及び機構の取扱いについて	81

[報 告]

平成19年8月16日

熊本市・富合町合併協議会
会長 幸山政史様

熊本市・富合町合併協議会議員専門部会
部会長 嶋田幾雄

議員専門部会における審議の経過及び結果について

このことについて、熊本市・富合町合併協議会専門部会設置規程第8条第1項の規定に基づき、別紙のとおり報告します。

第5回議員専門部会報告書

開催日時 平成19年8月16日(木)
午前10時00分～午前12時15分
開催場所 熊本市議会議会棟5階 特別委員会室
出席委員 20名出席

1. 審議の状況について

第5回熊本市・富合町合併協議会議員専門部会では、付託を受けた事項のうち、協議第11号について審議された。

(1) 協議第11号 合併市町村基本計画について

合併市町村基本計画(案)について審議され、挙手多数により承認されました。

議員専門部会で審議する事項の進捗状況

協議項目	審議	承認
協議第1号 合併の方式	第1回	第1回
協議第2号 合併の期日		
協議第3号 新市の名称	第1回	第1回
協議第4号 新市の事務所の位置	第1回	第1回
協議第5号 財産及び債務の取扱い	第2回	第2回
協議第6号 議会の議員の定数及び任期の取扱い	第4回	
協議第7号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	第4回	第4回
協議第8号 地域自治組織等の取扱い(その1)	第3回	第3回
協議第11号 合併市町村基本計画	第3回 第5回	第5回
協議第15号 一部事務組合等の取扱い		

〔 協 議 〕

(前回提案分)

協議第7号

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて承認を求める。

平成19年7月30日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸 山 政 史

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会等に関する法律第34条の規定を適用し、平成23年7月までそれぞれの区域で、農業委員会の委員の定数及び任期等は従前のまま存続する二つの農業委員会を置く。

平成23年7月の熊本市農業委員会の改選時に見直し再編する。

平成 年 月 日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議項目事業一覧 (農業委員会の委員の定数及び任期)

協議番号	枝番号	協議項目	部会名	提案	承認／継続	備考
7		農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い				
	1	農業委員会の委員の定数及び任期等	経済振興部会	第6回		

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：経済振興部会

協議項目	7 農業委員会の委員の定数及び任期等の取扱い	小項目名	1 農業委員会の委員の定数及び任期等
調整方針	農業委員会等に関する法律第34条の規定を適用し、平成23年7月までそれぞれその区域で、農業委員会の委員の定数及び任期等は従前のまま存続する二つの農業委員会を置く。 平成23年7月の熊本市農業委員会の改選時に見直し再編する。		

調査	現 況		調整の具体的内容
市町名	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	委員 選挙委員 40名 選任委員 7名 (うち議会推薦4名、農協推薦1名、農業共済推薦1名、土地改良区推薦1名) ※平成17年7月20日改選 任期 ・平成17年7月20日～平成20年7月19日 3年間 報酬 会長 月額 90,000円 会長職務代理者、部長及び部会長職務代理者 月額 59,000円 委員 月額 55,000円 選挙区…9選挙区 定数…40名	委員 選挙委員 16名 選任委員 6名 (うち議会推薦3名、農協推薦1名、農業共済推薦1名、土地改良区推薦1名) ※平成18年10月1日改選 任期 ・平成18年10月1日～平成21年9月30日 3年間 報酬 会長 年額 213,300円 委員 年額 195,300円 費用弁償 1日 1,000円 選挙区…富合町の全域 定数…16名	農業委員会等に関する法律第34条の規定を適用し、平成23年7月までそれぞれその区域で、農業委員会の委員の定数及び任期等は従前のまま存続する二つの農業委員会を置く。 平成23年7月の熊本市農業委員会の改選時に見直し再編する。

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

(編入合併の場合)

区分	選挙委員			選任委員	要件等	(根拠法令)
	選出方法等	定数	任期			
合併後の新市に1つの農業委員会を置く場合	原則	編入した市町村の委員は存続。編入された市町村の委員は失職。	編入した市町村の従前の委員の残任期間	編入した市町村の委員は存続。編入された市町村の委員は失職。	—	農委法第3条第1項
	在任特例	存続。ただし、右記の定数を超えるときは、選挙委員全員で互選。	編入した市町村の従前の定数+協議により40を超える数 ない範囲で定めた数	編入した市町村の従前の委員の残任期間	編入した市町村の委員は存続。編入された市町村の委員は失職。	—
合併後の新市に2以上の農業委員会を置く場合	原則	各委員会ごとに選挙	3年	新たに選任	新市の区域面積24000haまたは農地面積7000haを超えること。	農委法第3条第2項 公選法第33条第3項
	在任特例	存続。ただし、右記の定数を超えるときは、選挙委員全員で互選	協議により各委員会ごとに80を超えず10を下らない範囲で定めた数	合併後1年を超えない範囲で協議で定める期間	新たに選任	農委法第3条第2項 合併特例法第11条 第3項
従前の区域ごとに委員会を置く場合	従前の市町村の委員は、それぞれ新委員会の委員となって存続	従前の定数	従前の各委員会の委員の残任期間	従前の市町村の委員は、それぞれ新委員会の委員となって存続。	新市の区域面積24000haまたは農地面積7000haを超えること。	農委法第3条第2項 農委法第34条第2項

※ 選挙委員の定数を2人以上とした場合は「農地部会」が必置となります。

○農地面積等

(単位：ha)

	熊本市	富合町	市町計	備考
市町域面積	26,078	1,959	28,037	国土交通省国土地理院「平成17年全国都道府県市区町村別面積調」による
農地面積	6,619	830	7,449	2005年農林業センサス経営耕地総面積より

○農業委員会等に関する法律

(設置)

第三条 市町村に農業委員会を置く。ただし、その区域内に耕作の目的に供される土地(以下「農地」という。)のない市町村には、農業委員会を置かない。

2 その区域が著しく大きい市町村又はその区域内の農地面積が著しく大きい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村の区域を二以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。

3 前項の規定によりその区域を二以上に分けてその各区域に農業委員会を置いた市町村にあつては、市町村長は、その全部又は一部の農業委員会の区域を変更することができる。

4 前項に規定する市町村にあつては、市町村長は、その全部又は一部の農業委員会を廃止して、その廃止された農業委員会の区域につき廃止された農業委員会の数を超えない数の農業委員会を置き、又はその廃止された農業委員会の区域を他の農業委員会の区域に含ませることができる。

5 その区域内の農地面積(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七条第一項の市街化区域と定められた区域で同法第二十三条第一項の規定による協議が調つたものの区域内の農地面積(生産緑地法(昭和四十九年法律第六十八号)第三条第一項の生産緑地地区の区域内の農地面積を除く。)を除く。)が著しく小さい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村に農業委員会を置かないことができる。

6 市町村長は、第二項の場合にあつては各農業委員会の名称及び区域を、第三項又は第四項の場合にあつてはその区域に変更があつた農業委員会又は新たに設置された農業委員会の名称及び区域を、前項の場合にあつては農業委員会を置か

ないこととした旨を公告するとともに、都道府県知事にこれを通知しなければならない。

(境界の変更の場合の特例)

第三十四条 市町村の廃置分合が行われる場合において、新たに設置された市町村に置かれる農業委員会の区域が、従前の市町村に設置された農業委員会の区域をその区域とすることとなるときは、当該農業委員会は、当該市町村の農業委員会となつて存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。

2 市町村の境界変更が行われる場合において、他の市町村の区域の全部又は一部を新たにその区域に包含することとなつた市町村に、その市町村の従前の区域及び新たに属することとなつた区域に従前置かれていた各農業委員会の区域を区域としてそれぞれ農業委員会が置かれるときは、従前の農業委員会は、当該区域を区域とする農業委員会となつて存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。

○農業委員会等に関する法律施行令

(二以上の農業委員会を置くことができる市町村)

第一条の三 法第三条第二項の政令で定める市町村は、その区域の面積が二万四千ヘクタールを超える市町村又はその区域内の農地面積が七千ヘクタールを超える市町村とする。

協議第 27 号

消防防災の取扱いについて（その 2）

消防防災の取扱いについて承認を求める。

平成 19 年 7 月 30 日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸 山 政 史

消防防災の取扱いについて

- 1 消防補助金等の取扱いについては、合併時に熊本市の例により統合する。
- 2 防災無線の取扱いについては、合併後、富合町にある現行の無線設備を継続利用する。

平成 年 月 日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議項目事業一覧（消防防災）

協議番号	枝番号	協議項目	部会名	提案	承認／継続	備考
27		消防防災の取扱い				
	1	災害備蓄	健康福祉部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	2	消防補助金等	総務部会	第6回		
	3	防災無線	総務部会	第6回		

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：総務部会

協議項目	27 消防防災の取扱い	小項目名	2 消防補助金等
調整方針	合併時に熊本市の例により統合する		

調査	現況		調整の具体的内容																																																																						
	熊本市	富合町																																																																							
市町別内容	<p>1. 消防防災施設等の補助について：行政財産はすべて本市が負担、地元財産については、10万円を限度として事業費の90%を補助。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械倉庫の修理・火の見やぐらの撤去・消火栓ボックスの補修等 <p>※1の支出内訳</p> <table border="1"> <tr> <td>H16</td> <td>176万円</td> <td>H17</td> <td>176万円</td> <td>H18</td> <td>176万円</td> </tr> </table> <p>2. 積載車について</p> <table border="1"> <tr> <td>①積載車</td> <td>全額市費</td> </tr> <tr> <td>②車検点検</td> <td>全額市費</td> </tr> <tr> <td>③修理費</td> <td>全額市費</td> </tr> <tr> <td>④燃料費</td> <td>全額市費</td> </tr> <tr> <td>⑤格納庫</td> <td>コミュニティ消防センターを1校区1箇所建設中(全額市費)</td> </tr> <tr> <td>積載車</td> <td>16決算 33,750</td> <td>17決算 30,374</td> <td>18決算(単位：千円) 13,566</td> </tr> <tr> <td>車両点検</td> <td>5,566</td> <td>6,341</td> <td>6,094</td> </tr> <tr> <td>修理費</td> <td>1,865</td> <td>1,596</td> <td>1,665</td> </tr> <tr> <td>燃料費</td> <td>1,663</td> <td>1,991</td> <td>2,145</td> </tr> <tr> <td>格納庫</td> <td>19,779</td> <td>19,257</td> <td>19,530</td> </tr> </table> <p>(更新)</p> <table border="1"> <tr> <td>積載車</td> <td>16年度10台</td> <td>17年度9台</td> <td>18年度4台</td> <td>19年度8台</td> </tr> <tr> <td>格納庫</td> <td>16年度2棟、17年度1棟+トイレ増設4箇所(設計料含まず。)</td> <td>18年度2棟+1箇所解体経費</td> <td>19年度2棟</td> <td></td> </tr> </table>	H16	176万円	H17	176万円	H18	176万円	①積載車	全額市費	②車検点検	全額市費	③修理費	全額市費	④燃料費	全額市費	⑤格納庫	コミュニティ消防センターを1校区1箇所建設中(全額市費)	積載車	16決算 33,750	17決算 30,374	18決算(単位：千円) 13,566	車両点検	5,566	6,341	6,094	修理費	1,865	1,596	1,665	燃料費	1,663	1,991	2,145	格納庫	19,779	19,257	19,530	積載車	16年度10台	17年度9台	18年度4台	19年度8台	格納庫	16年度2棟、17年度1棟+トイレ増設4箇所(設計料含まず。)	18年度2棟+1箇所解体経費	19年度2棟		<p>1. 消防防災施設等の補助について：消防の用に供する消防施設及び消防用具の購入又は整備を促進しようとする行政区に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。(補助率)</p> <table border="1"> <tr> <td>1級地区(戸数50以下)</td> <td>補助率80%</td> </tr> <tr> <td>2級地区(戸数51以上100以下)</td> <td>補助率70%</td> </tr> <tr> <td>3級地区(戸数101以上150以下)</td> <td>補助率60%</td> </tr> <tr> <td>4級地区(戸数151以上)</td> <td>補助率50%</td> </tr> </table> <p>2. 積載車について</p> <table border="1"> <tr> <td>①積載車</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>②車検、車両保険等</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>③修理費</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>④燃料費</td> <td>予算の範囲で定める額</td> </tr> <tr> <td>⑤格納庫</td> <td>8割補助</td> </tr> </table> <p>(限度額120万円、詰所兼用の場合は限度額150万円)</p> <table border="1"> <tr> <td>平成16年度決算</td> <td>10,038千円</td> </tr> <tr> <td>平成17年度決算</td> <td>3,577千円</td> </tr> <tr> <td>平成18年度予算</td> <td>3,600千円</td> </tr> </table> <p>(参考) 消防防災施設等の補助の支出内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポンプ修理 ・消火栓の設置 ・ハッピの購入等 	1級地区(戸数50以下)	補助率80%	2級地区(戸数51以上100以下)	補助率70%	3級地区(戸数101以上150以下)	補助率60%	4級地区(戸数151以上)	補助率50%	①積載車	全額	②車検、車両保険等	全額	③修理費	全額	④燃料費	予算の範囲で定める額	⑤格納庫	8割補助	平成16年度決算	10,038千円	平成17年度決算	3,577千円	平成18年度予算	3,600千円	合併時に熊本市の例により統合する。
H16	176万円	H17	176万円	H18	176万円																																																																				
①積載車	全額市費																																																																								
②車検点検	全額市費																																																																								
③修理費	全額市費																																																																								
④燃料費	全額市費																																																																								
⑤格納庫	コミュニティ消防センターを1校区1箇所建設中(全額市費)																																																																								
積載車	16決算 33,750	17決算 30,374	18決算(単位：千円) 13,566																																																																						
車両点検	5,566	6,341	6,094																																																																						
修理費	1,865	1,596	1,665																																																																						
燃料費	1,663	1,991	2,145																																																																						
格納庫	19,779	19,257	19,530																																																																						
積載車	16年度10台	17年度9台	18年度4台	19年度8台																																																																					
格納庫	16年度2棟、17年度1棟+トイレ増設4箇所(設計料含まず。)	18年度2棟+1箇所解体経費	19年度2棟																																																																						
1級地区(戸数50以下)	補助率80%																																																																								
2級地区(戸数51以上100以下)	補助率70%																																																																								
3級地区(戸数101以上150以下)	補助率60%																																																																								
4級地区(戸数151以上)	補助率50%																																																																								
①積載車	全額																																																																								
②車検、車両保険等	全額																																																																								
③修理費	全額																																																																								
④燃料費	予算の範囲で定める額																																																																								
⑤格納庫	8割補助																																																																								
平成16年度決算	10,038千円																																																																								
平成17年度決算	3,577千円																																																																								
平成18年度予算	3,600千円																																																																								

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

協議項目	27 消防防災の取扱い	小項目名	3 防災無線②
調整方針			

調査 市町名	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	

市町別内容	熊 本 市	富 合 町	調整の具体的内容
	<p>2.熊本市防災行政無線（移動系）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周波数 466.9375MHz (1c h) ・周波数 466.775MHz (2c h) 広域共通波 ・基地局 4局 ・移動局 69局 ①危機管理防災室 <ul style="list-style-type: none"> 基地局 (10w) 1台 車載型 1台、携帯型 (5w) 11台 ・周波数 466.750MHz (1、2c h) 広域共通波 ①河内総合支所 <ul style="list-style-type: none"> 基地局 (10w) 1台 車載型 (10w) 17台 携帯型 (10w) 1台 携帯型 (5w) 6台 携帯型 (1w) 9台 ②北部総合支所 <ul style="list-style-type: none"> 車載型 (10w) 2台 携帯型 (5w) 4台 ・周波数 466.825MHz ①飽田総合支所 <ul style="list-style-type: none"> 基地局 (1w) 1台 車載型 (1w) 1台 携帯型 (1w) 9台 		

[次頁に続く](#)

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

協議項目	27 消防防災の取扱い	小項目名	3 防災無線③
調整方針			

調査	現況		調整の具体的内容
	熊本市	富合町	

市町別内容	熊本市	富合町	調整の具体的内容
	<ul style="list-style-type: none"> ・周波数 466.9375MHz (1ch) ・周波数 466.775MHz (2ch) ①天明総合支所 <ul style="list-style-type: none"> 基地局 (1w) 1台 携帯型 (1w) 6台 車載型 (1w) 2台 		
	<ul style="list-style-type: none"> 3.熊本市防災行政無線 (固定系：災害情報伝達システムを含む) <ul style="list-style-type: none"> ①河内総合支所 <ul style="list-style-type: none"> 親局 60.080MHz (1w) 1局 中継局 69.105MHz (5w) <ul style="list-style-type: none"> 屋外受信装置・・・・・・・・・・32局 個別受信機・・・・・・・・・・2,070局 ②鮎田総合支所 <ul style="list-style-type: none"> 親局 68.805MHz (0.1w) 1局 屋外拡声子局・・・・・・・・・・17局 ③天明総合支所 <ul style="list-style-type: none"> 親局 68.220MHz (0.1w) 1局 屋外拡声子局・・・・・・・・・・30局 ④西部市民センター (災害情報伝達システム) <ul style="list-style-type: none"> 親局 (NTT回線使用) 1局 屋外受信装置・・・・・・・・・・4局 		

協議第 3 1 号

各種福祉制度の取扱いについて（その 3）

各種福祉制度の取扱いについて承認を求める。

平成 19 年 7 月 30 日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸 山 政 史

各種福祉制度の取扱いについて

- 1 保育料については、合併後 5 年間は現行どおりとし、その後熊本市の例により統合する。
- 2 チャイルドシートの貸出については、富合地域において、社会福祉協議会の事業として継続する。
- 3 各種福祉制度のうち下記の事業については、合併時に熊本市の例により統合する。
 - ・社会福祉協議会補助金
 - ・ひとり暮らし高齢者訪問事業

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議項目事業一覧（各種福祉制度）

協議番号	枝番号	協議項目	部会名	提案	承認/継続	備考
31		各種福祉制度の取扱い				
	1	熊本市優待証	健康福祉部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	2	住宅改造居宅介護支援員派遣事業	健康福祉部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	3	生きがい推進事業	健康福祉部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	4	無料寝具乾燥事業	健康福祉部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	5	夏休み障害児・家族支援事業	健康福祉部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	6	母子家庭等日常生活支援事業	健康福祉部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	7	敬老の集い	健康福祉部会	第4回	第5回 ○承認	
	8	敬老祝品支給等	健康福祉部会	第4回	第5回 ○承認	
	9	災害見舞金等	健康福祉部会	第4回	第5回 ○承認	
	10	ひとり親家庭等医療費助成事業	健康福祉部会	第4回	第5回 ○承認	
	11	乳幼児医療費助成	健康福祉部会	第4回	第5回 ○承認	
	12	保育料	健康福祉部会	第6回		
	13	チャイルドシート貸出	健康福祉部会	第6回		富合町のみ
	14	社会福祉協議会補助金	健康福祉部会	第6回		
	15	ひとり暮らし高齢者訪問事業	健康福祉部会	第6回		

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：健康福祉部会

協議項目	31 各種福祉制度の取扱い	小項目名	12 保育料
調整方針	合併後5年間は、現行どおりとし、その後熊本市の例により統合する		

調査 市町名	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市 町 別 内 容	<p>○保育園数 公立 20園 私立 111園</p> <p>○熊本市民で富合町の保育園利用者 19人 (H19.4.1)</p> <p>○保育料 ※基準額比較表 別紙のとおり</p>	<p>○保育園数 公立 なし 私立 3園</p> <p>○富合町民で熊本市の保育園利用者 0人 (H19.4.1)</p> <p>○保育料 ※基準額比較表 別紙のとおり</p>	<p>合併後5年間は、現行どおりとし、その後熊本市の例により統合する。</p> <p>保育料は住民登録地の基準額を適用する。</p>

保育料基準額比較表

(単位：人、円)

熊本市		富台町	
階層区分	各月初日の児童の属する世帯の階層区分 定義	3歳未満児徴収金基準額	3歳以上児徴収金基準額
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0	0
第2階層	第1階層及び第4-1階層から第7階層までを除き、前年度分の市町村住民税の額が次の区分に該当する世帯	4,500	5,000
第3階層	市町村民税非課税世帯	3,000	4,000
	市町村民税課税世帯	8,200	10,000
第4-1階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額が次の区分に該当する世帯	16,000	12,000
第4-2階層	18,000円以上72,000円未満	25,500	21,000
第5階層	72,000円以上180,000円未満	34,500	28,000
第6階層	180,000円以上459,000円未満	47,000	35,000
第7階層	459,000円以上	51,000	38,000
	計		220

階層区分	各月初日の児童の属する世帯の階層区分 定義	3歳未満児徴収金基準額	3歳以上児徴収金基準額	同時に2人以上入所している者の減額規定	児童数 (H18.4.1)
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0	0		0
(B)	A階層を除き前年度分の市町村民税非課税世帯(母子、身障世帯等)	5,000	4,000	保育所、幼稚園又は認定こども園に入所している児童のうち、そのうち1人以上の児童が2人以上の児童は、そのうち1人以上の児童は、徴収金基準額の2分の1の額とし、3人目以上は無料	10
B	A階層を除き前年度分の市町村民税非課税世帯(除く(B)以外の世帯)	10,000	8,000		11
C1	A階層及びD階層を均等割の額のみ(所得割のない世帯)	13,000	10,000		16
C2	除き前年度分の市町村民税の課税世帯で所得割の額が5,000円未満	15,000	12,000		11
C3	税の額の区分が次の区分に該当する世帯	17,000	13,000		11
D1	A階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額が次の区分に該当する世帯	19,000	15,000		3
D2	5,000円以上20,000円未満	20,000	16,000		6
D3	20,000円以上40,000円未満	21,000	18,000		15
D4	40,000円以上70,000円未満	23,000	20,000		35
D5	70,000円以上100,000円未満	25,000	22,000		28
D6	100,000円以上130,000円未満	28,000	25,000		13
D7	130,000円以上160,000円未満	30,000	27,000		12
D8	160,000円以上190,000円未満	32,000	29,000		16
D9	190,000円以上220,000円未満	35,000	29,000		5
D10	220,000円以上250,000円未満	38,000	29,000		1
D11	250,000円以上450,000円未満	38,000	29,000		20
D12	450,000円以上	38,000	29,000	半額適用なし	7
	計		24,000		220

児童の属する世帯が次の各号のいずれかに該当する世帯で、この表の第2階層に属するものは第1階層にあたるものとみなす。

- 配偶者のいない女子で、現に児童を扶養しているもの世帯及びこれに準ずる世帯
- 次に掲げる児(者)を有する世帯
 - 身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けた者
 - 特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金の生涯基礎年金等の受給者
 - 生活保護法の要保護の状態にあると認められる世帯等で、当該世帯の申請に基づき、市長が認めたもの

児童の属する世帯の階層が、B世帯と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯の場合は(B)階層とする。

- 配偶者のいない女子で、現に児童を扶養しているもの世帯及びこれに準ずる世帯
- 次に掲げる児(者)を有する世帯
 - 身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けた者
 - 特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金の生涯基礎年金等の受給者

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：健康福祉部会

協議項目	31 各種福祉制度の取扱い	小項目名	13 チャイルドシート貸出
調整方針	富合地域において、社会福祉協議会の事業として継続する		

調査	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町名	<p>該当なし</p> <p>市内3警察署内にある地区交通安全協会にて2週間程度の貸付制度あり。</p>	<p>平成12年度よりチャイルドシート貸出し制度を実施。</p> <p>○貸出し対象者 本町に住民登録している町民とし、6歳未満の子供を有する世帯の保護者</p> <p>○貸出し期間及び費用 3カ月以内、無料</p> <p>○保有台数 チャイルドシート 15台 ジュニアシート 30台</p>	<p>富合地域において、社会福祉協議会の事業として継続する。</p>
市町別内容			

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：健康福祉部会

協議項目	31 各種福祉制度の取扱い	小項目名	14 社会福祉協議会補助金
調整方針	合併時に熊本市の例により統合する		

調査	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町名	<p>社会福祉協議会本部職員31名分に対し人件費補助を行っている。 時間外勤務手当の不足分については、社協の自主財源から充当する。</p> <p>市社協給与規定は市の規定を準用</p> <p>補助額 平成16年度 206,088千円 平成17年度 187,297千円 平成18年度 204,509千円</p>	<p>社会福祉協議会事務職員3名分に対し人件費補助を行っている。 不足分については、社協の運用財産取り崩しにて対応している。</p> <p>町社協給与規定は独自のものを採用（運用は異なるが給与表は町と同一）</p> <p>補助額 平成16年度 10,000千円 平成17年度 7,162千円 平成18年度 9,500千円</p>	<p>合併時に熊本市の例により統合する。</p>
市 町 別 内 容			

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：健康福祉部会

協議項目	31 各種福祉制度の取扱い	小項目名	15 ひとり暮らし高齢者訪問事業
調整方針	合併時に熊本市の例により統合する		

調査	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	<p>一人暮らしの高齢者を訪問し声をかけて、その安否を週1～3回確認し、高齢者の健康維持と福祉の増進を図る。</p> <p>1. 対象者 概ね 65 歳以上の一人暮らし高齢者で、定期的な状況確認をするものがない者。</p> <p>2. 事業の運営 (社) シルバー人材センターへ委託</p> <p>3. 事業内容 ・週 2～3 回訪問し安否の確認 ・行政機関との連絡調整</p> <p>平成 16 年度決算 3,210 千円 367 人 平成 17 年度決算 2,813 千円 315 人 平成 18 年度予算 3,127 千円 207 人</p>	<p>一人暮らし高齢者訪問事業としては実施していないが、国・県の補助事業である地域ネットワーク事業の中のひとつとして実施。</p> <p>1. 対象者 ・ 65 歳以上の一人暮らし高齢者 (対象者 167 人) ・ 民生委員が把握している要援護者 (障害者を含む)</p> <p>2. 事業の運営 地域ネットワーク事業として社会福祉協議会に委託</p> <p>3. 事業内容 民生委員、シルバーヘルパー及び福祉員による安否確認 (週 1 回程度)</p> <p>平成 18 年度予算 1,500 千円 (H18～) 167 人</p>	<p>合併時に熊本市の例により統合する。</p>

協議第32号

清掃事業の取扱いについて（その1）

清掃事業の取扱いについて承認を求める。

平成19年7月30日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸 山 政 史

清掃事業の取扱いについて

- 1 浄化槽保守点検業者の登録等手数料については、合併後の更新時に熊本市の例により統合する。
- 2 清掃事業のうち下記の事業については、合併時に熊本市の例により統合する。
 - ・ 合併処理浄化槽整備事業
 - ・ ごみ減量化及び再生利用の普及・啓発

平成 年 月 日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議項目事業一覧（清掃事業）

協議番号	枝番号	協 議 項 目	部会名	提案	承認／継続	備考
32		清掃事業の取扱い				
	1	浄化槽保守点検業者の登録等手数料	環境保全部会	第6回		
	2	合併処理浄化槽整備事業	環境保全部会	第6回		
	3	ごみの減量化及び再生利用の普及・啓発	環境保全部会	第6回		

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：環境保全部会

協議項目	32 清掃事業の取扱い	小項目名	1 浄化槽保守点検業者の登録等手数料
調整方針	合併後の更新時に熊本市の例により統合する		

調 査	現 況		調整の具体的内容																																																											
	熊 本 市	富 合 町																																																												
<p>市町名</p> <p>1 登録業者数 32社 2 登録期間 3年(平成19年4月1日更新)</p> <p>3 保守点検業者の登録手数料等 別添のとおり ※根拠 熊本市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例</p> <p>■浄化槽保守点検業登録手数料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 20%;">熊本市</th> <th style="width: 20%;">熊本市</th> <th style="width: 20%;">熊本市</th> <th style="width: 20%;">熊本市</th> <th style="width: 20%;">熊本県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浄化槽保守点検業者の登録又は登録の更新を受けようとする者</td> <td>1件につき</td> <td>30,000円</td> <td>1件につき</td> <td>33,600円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>登録証の再交付を受けようとする者</td> <td>1件につき</td> <td>500円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>浄化槽管理士の資格確認証の交付を受けようとする者</td> <td>1件につき</td> <td>750円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>保守点検器具の検査を受けようとする者</td> <td>1件につき</td> <td>1,500円</td> <td></td> <td></td> <td>無 料</td> </tr> <tr> <td>保守点検器具検査済証の再交付を受けようとする者</td> <td>1件につき</td> <td>800円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>■浄化槽保守点検回数(主なもの)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">浄化槽の型式</th> <th style="width: 20%;">熊本市</th> <th style="width: 20%;">熊本市</th> <th style="width: 20%;">熊本県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単独浄化槽</td> <td>年12回</td> <td></td> <td>年3回若しくは4回</td> </tr> <tr> <td>合併浄化槽(20人以下)</td> <td>年6回</td> <td></td> <td>年3回</td> </tr> <tr> <td>合併浄化槽(21人から50人以下)</td> <td>年6回</td> <td></td> <td>年4回</td> </tr> <tr> <td>合併浄化槽(51人から200人以下)</td> <td>2週間に1回</td> <td></td> <td>2週間に1回</td> </tr> <tr> <td>合併浄化槽(201人以上)</td> <td>1週間に1回</td> <td></td> <td>2週間に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>熊本県は法律に基づいた点検回数を定めているがエアープンプ消毒薬などの状況から必要に応じて点検回数を増やすこととしており、富合町においては熊本市に準じた保守点検回数を実施されている。</p>	区分	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本県	浄化槽保守点検業者の登録又は登録の更新を受けようとする者	1件につき	30,000円	1件につき	33,600円		登録証の再交付を受けようとする者	1件につき	500円				浄化槽管理士の資格確認証の交付を受けようとする者	1件につき	750円				保守点検器具の検査を受けようとする者	1件につき	1,500円			無 料	保守点検器具検査済証の再交付を受けようとする者	1件につき	800円				浄化槽の型式	熊本市	熊本市	熊本県	単独浄化槽	年12回		年3回若しくは4回	合併浄化槽(20人以下)	年6回		年3回	合併浄化槽(21人から50人以下)	年6回		年4回	合併浄化槽(51人から200人以下)	2週間に1回		2週間に1回	合併浄化槽(201人以上)	1週間に1回		2週間に1回	<p>1 登録業者(熊本県の登録)※富合町関係業者は6社 2 熊本県の登録期間 3年 ※ 富合町関係業者6社の内、5社は平成19年4月1日更新、1社は平成20年8月1日更新 3 保守点検業者の登録手数料等 別添のとおり ※根拠 熊本県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例</p>	<p>合併後の更新時に熊本市の例により統合する。 熊本県知事の登録を受けて富合町の区域において浄化槽保守点検業者を営んでいる業者は、合併後は、熊本市長の登録を受けているもののみならず、ただし、その有効期限は、平成22年3月31日までとする。</p>
区分	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本県																																																									
浄化槽保守点検業者の登録又は登録の更新を受けようとする者	1件につき	30,000円	1件につき	33,600円																																																										
登録証の再交付を受けようとする者	1件につき	500円																																																												
浄化槽管理士の資格確認証の交付を受けようとする者	1件につき	750円																																																												
保守点検器具の検査を受けようとする者	1件につき	1,500円			無 料																																																									
保守点検器具検査済証の再交付を受けようとする者	1件につき	800円																																																												
浄化槽の型式	熊本市	熊本市	熊本県																																																											
単独浄化槽	年12回		年3回若しくは4回																																																											
合併浄化槽(20人以下)	年6回		年3回																																																											
合併浄化槽(21人から50人以下)	年6回		年4回																																																											
合併浄化槽(51人から200人以下)	2週間に1回		2週間に1回																																																											
合併浄化槽(201人以上)	1週間に1回		2週間に1回																																																											
市 町 別 内 容																																																														

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：環境保全部会

協議項目	3 2 清掃事業の取扱い	小項目名	2 合併処理浄化槽整備事業
調整方針	合併時に熊本市の例により統合する		

調査	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	<p>1. 小型合併処理浄化槽設置費助成 公共用水域水質汚濁原因の80%以上が生活排水によるものであり、生活排水対策の推進は緊急かつ重要な課題である。そこで、し尿と併せて生活雑排水も処理でき、下水道に比べ安価で同等の水質保全効果のある小型合併処理浄化槽の普及を促進し、公共用水域の水質保全を図るため、下水道認可区域外において、小型合併処理浄化槽を設置する者に対して、社会的便益に相当する分として設置費の4割程度を補助するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5人槽 342,000円 ・ 6～7人槽 414,000円 ・ 8～10人槽 537,000円 ・ 11～20人槽 939,000円 ・ 21～30人槽 1,566,000円 ・ 31～50人槽 2,058,000円 (平成19年4月1日現在) 	<p>1. 小型合併処理浄化槽設置費助成 事業の目的については、熊本市に同じ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5人槽 354,000円 ・ 7人槽 411,000円 ・ 10人槽 519,000円 	<p>合併時に熊本市の例により統合する。</p>
	<p>※根拠 浄化槽法 第51条 熊本市小型合併処理浄化槽設置補助金交付要綱</p> <p>平成16年度決算 106,092千円(268基) 平成17年度決算 89,946千円(229基) 平成18年度予算 90,000千円(220基予定)</p>	<p>※根拠 浄化槽法 第51条 富合町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱</p> <p>平成16年度決算 0円(0基) 平成17年度決算 0円(0基) 平成18年度予算 0円(0基)</p> <p>※平成14年度以降、補助金交付は行っていない。</p>	

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：環境保全部会

協議項目	3 2 清掃事業の取扱い	小項目名	3 ごみ減量化及び再生利用の普及・啓発 ①
調整方針	合併時に熊本市の例により統合する		

調査	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	<p>1. 再生資源集団回収助成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・古紙 1kgあたり 6円 ・古着 1kgあたり 4円 ・アルミ缶 1kgあたり 4円 ・びん類 1kgあたり 4円 <p>※回収品目の拡大予定</p> <p>平成16年度決算 34,276千円 (延べ989団体)</p> <p>平成17年度決算 38,610千円 (延べ1,031団体)</p> <p>平成18年度予算 38,000千円 (延べ1,057団体)</p>	<p>1. 資源ごみ回収活動助成金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・古紙 1kgあたり 4円 ・布類 1kgあたり 4円 ・空き缶 (アルミ) 1kgあたり 4円 ・空きびん (生き瓶) 1本あたり 2円 <p>※事業者が資源物を逆有償で引き取った場合は、事業者に支払った金額を町が補償する。</p> <p>平成16年度決算 456千円</p> <p>平成17年度決算 404千円</p> <p>平成18年度予算 500千円</p>	<p>合併時に熊本市の例により統合する。</p>
	<p>2. 生ごみ堆肥化容器助成 購入費の1/2助成 (上限3,000円)</p> <p>平成16年度決算 533千円 (354基)</p> <p>平成17年度決算 500千円 (364基)</p> <p>平成18年度予算 500千円 (323基)</p>	<p>2. 該当なし</p>	
	<p>3. 家庭用生ごみ処理機助成 購入費の1/2助成 (上限20,000円)</p> <p>平成16年度決算 7,447千円 (375基)</p> <p>平成17年度決算 10,483千円 (525基)</p> <p>平成18年度予算 10,500千円 (525基)</p>	<p>3. 該当なし</p>	<p>次頁へ続く</p>

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：環境保全部会

協議項目	3 2 清掃事業の取扱い	小項目名	3 ごみ減量化及び再生利用の普及・啓発 ②
調整方針			

調査	現 況		調整の具体的内容												
	熊 本 市	富 合 町													
市町別内容	<p>4. 減量化推進員制度 「熊本市減量化推進員設置要綱」に基づき、市と市民が一体となった地域活動を展開することにより、ごみ減量化及び環境美化の推進を図るため、町内自治会が減量化推進員を選任し、市に登録する。市は清掃用具の貸与や研修等によりその活動を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・727 町内のうち 589 町内が登録（2 月末現在） ・H18 減量化推進員見込み数：620 人 <table border="0"> <tr> <td>平成 16 年度決算</td> <td>967 千円</td> </tr> <tr> <td>平成 17 年度決算</td> <td>1,914 千円</td> </tr> <tr> <td>平成 18 年度予算</td> <td>1,863 千円</td> </tr> </table> <p>5. リサイクル情報プラザ 市民にリサイクルに関する情報提供等の意識啓発を行うことにより、リサイクルとごみ減量を推進し、環境の保全を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルの体験学習、講座、研修会の開催、不用品の展示及び斡旋（公開抽選） ・年間約 3 万人来館 <table border="0"> <tr> <td>平成 16 年度決算</td> <td>22,749 千円</td> </tr> <tr> <td>平成 17 年度決算</td> <td>22,819 千円</td> </tr> <tr> <td>平成 18 年度予算</td> <td>24,065 千円</td> </tr> </table>	平成 16 年度決算	967 千円	平成 17 年度決算	1,914 千円	平成 18 年度予算	1,863 千円	平成 16 年度決算	22,749 千円	平成 17 年度決算	22,819 千円	平成 18 年度予算	24,065 千円	<p>4. 該当なし</p> <p>5. 該当なし</p>	
平成 16 年度決算	967 千円														
平成 17 年度決算	1,914 千円														
平成 18 年度予算	1,863 千円														
平成 16 年度決算	22,749 千円														
平成 17 年度決算	22,819 千円														
平成 18 年度予算	24,065 千円														

農林水産関係事業の取扱いについて（その3）

農林水産関係事業の取扱いについて承認を求める。

平成19年7月3日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸山政史

農林水産関係事業の取扱いについて

- 1 土地改良事業等補助金については、熊本市の例により統合する。
ただし、運営費補助は、平成25年度まで現状のままとする。
- 2 産業祭負担金については、合併特例区の事業として実施する。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議項目事業一覧

協議番号	枝番号	協議項目	部会名	提案	承認／継続	備考
34		農林水産関係事業の取扱い				
	1	農業地域交流促進事業	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	2	農業地域活性化支援事業	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	3	地産地消の推進事業	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	4	経営体育成支援事業	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	5	農業・農村男女共同参画経費	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	6	(特)農業金融支援事業	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	7	農用地有効利用促進助成経費	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	8	市民と農業のふれあい促進事業	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	9	生産体制強化施設整備事業	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	10	流通施設整備事業	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	11	畜産施設整備事業	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	12	流通対策事業	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	13	農業振興地域整備計画変更	経済振興部会	第4回	第5回 ○承認	
	14	農業振興地域整備促進協議会	経済振興部会	第4回	第5回 ○承認	
	15	農業構造改善事業補助金	経済振興部会	第4回	第5回 ○承認	
	16	農業生活研究グループ連絡協議会補助金	経済振興部会	第4回	第5回 ○承認	富合町のみ
	17	農産物新品種導入補助金	経済振興部会	第4回	第5回 ○承認	富合町のみ
	18	酪農ヘルパー補助金	経済振興部会	第4回	第5回 ○承認	富合町のみ
	19	生産体制強化対策事業	経済振興部会	第4回	第5回 ○承認	
	20	畜産振興事業	経済振興部会	第4回	第5回 ○承認	
	21	基盤整備事業	経済振興部会	第4回	第5回 ○承認	
	22	単県土地改良事業	経済振興部会	第4回	第5回 ○承認	
	23	農業用施設災害復旧工事	経済振興部会	第4回	第5回 ○承認	
	24	農業委員会あっせん基準	経済振興部会	第4回	第5回 ○承認	
	25	農業委員会諸証明手数料	経済振興部会	第4回	第5回 ○承認	
	26	農区長制度	経済振興部会	第4回	第6回 ○承認	熊本市のみ
	27	土地改良事業等補助金	経済振興部会	第5回	第6回 継続	
	28	産業祭負担金	経済振興部会	第5回	第6回 継続	

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：経済振興部会

協議項目	3 4 農林水産関係事業の取扱い	小項目名	2 7 土地改良事業等補助金 ①
調整方針	熊本市の例により統合する。ただし、運営費補助については、平成25年度まで現状のままとする		

市町名	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市 町 別 内 容	<p>1. 一般土地改良事業補助金 市単独補助 各地区（農道 4 割・6 割、水路 2 割・3 割・6 割、樋門 4 割・6 割補助） 平成 17 年度決算 20,342 千円 平成 18 年度予算 16,761 千円</p> <p>2. 県営土地改良事業補助金 事業費のうち地元負担分の 6 割を補助 平成 17 年度決算 22,032 千円 平成 18 年度予算 41,772 千円</p>	<p>1. 産業振興共同事業補助金 町単独補助 各地区（道路 4 割、水路 4 割、樋門 5 割・8 割補助） 平成 17 年度決算 1,961 千円 平成 18 年度予算 5,142 千円（補正後予算） OH17 年度決算内訳 各地区 1,000 千円 宇土八水土地改良区 600 千円 緑川南部土地改良区 361 千円 OH18 年度予算内訳 各地区 4,142 千円 宇土八水土地改良区 500 千円 緑川南部土地改良区 500 千円</p> <p>2. 県営土地改良事業補助金 現在事業を行っていないため該当なし</p>	<p>熊本市の例により統合する。 ただし、運営費補助については、平成 25 年度まで現状のままとする。</p>
			次頁へ続く

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：経済振興部会

協議項目	3 4 農林水産関係事業の取扱い	小項目名	2 7 土地改良事業等補助金 ②
調整方針			

調査 市町名	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	<p>3. 運営費補助 該当なし</p>	<p>3. 運営費補助 平成 17 年度決算 6,925 千円 平成 18 年度予算 6,233 千円 緑川南部土地改良区（土地改良施設維持管理） （揚水ポンプ 55 台の管理人人件費及び電気代等）</p> <p>※参考 県ほ場整備事業特別賦課金補助金 平成 25 年度までの債務負担行為設定済み 補助対象 緑川南部土地改良区 補助金額 25,286 千円</p>	

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：経済振興部会

協議項目	3 4 農林水産関係事業の取扱い	小項目名	2 8 産業祭負担金
調整方針	合併特例区の事業として実施する		

調査 市町名	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	<p>農産物フェア開催補助金</p> <p>1. 趣旨 農産物フェアを開催し、全国でも有数の生産地である本市農業を消費者にアピールし、農業の活性化を図るとともに市民の農業理解を促進する。</p> <p>2. 主催：農産物フェア実行委員会</p> <p>3. 構成：熊本市農協・県下3花市場 消費者団体・熊本市</p> <p>4. 交付額 平成17年度決算 7,760千円 平成18年度予算 7,760千円</p>	<p>富合町産業祭負担金</p> <p>1. 趣旨 町民相互の融和と郷土愛を育み、本町の更なる発展に寄与るとともに、産業振興を図るため行われている。</p> <p>2. 交付先 富合町産業祭実行委員会 事務局 富合町産業振興課</p> <p>3. 町負担金額 平成17年度決算 400千円 平成18年度予算 300千円</p> <p>※ 町負担金とJA負担金により実施している。</p>	<p>合併特例区の事業として実施する。</p>

協議第34号

農林水産関係事業の取扱いについて（その4）

農林水産関係事業の取扱いについて承認を求める。

平成19年7月30日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸山政史

農林水産関係事業の取扱いについて

- 1 水田農業推進協議会負担金及び水田農業推進費については、平成21年度までは現状のままとし、その後の取扱いについては、関係機関と協議を行い調整する。
- 2 農業用廃プラ類処理対策協議会補助金については、合併後5年間は現状のまま継続する。
その間、関係機関との調整を図る。
- 3 認定農業者協議会については、合併後5年間は現状のまま継続し、その間、関係機関と調整を図る。
その後、熊本市へ統合する。
- 4 認定農業者協議会補助金については、合併後5年間は現状のまま継続し、その間、関係機関と調整を図る。
その後、熊本市の例により統合する。
- 5 営農連絡協議会については、当分の間、存続する。

平成 年 月 日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議項目事業一覧

協議番号	枝番号	協議項目	部会名	提案	承認/継続	備考
34		農林水産関係事業の取扱い				
	1	農業地域交流促進事業	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	2	農業地域活性化支援事業	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	3	地産地消の推進事業	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	4	経営体育成支援事業	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	5	農業・農村男女共同参画経費	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	6	(特)農業金融支援事業	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	7	農用地有効利用促進助成経費	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	8	市民と農業のふれあい促進事業	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	9	生産体制強化施設整備事業	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	10	流通施設整備事業	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	11	畜産施設整備事業	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	12	流通対策事業	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	13	農業振興地域整備計画変更	経済振興部会	第4回	第5回 ○承認	
	14	農業振興地域整備促進協議会	経済振興部会	第4回	第5回 ○承認	
	15	農業構造改善事業補助金	経済振興部会	第4回	第5回 ○承認	
	16	農業生活研究グループ連絡協議会補助金	経済振興部会	第4回	第5回 ○承認	富合町のみ
	17	農産物新品种導入補助金	経済振興部会	第4回	第5回 ○承認	富合町のみ
	18	酪農ヘルパー補助金	経済振興部会	第4回	第5回 ○承認	富合町のみ
	19	生産体制強化対策事業	経済振興部会	第4回	第5回 ○承認	
	20	畜産振興事業	経済振興部会	第4回	第5回 ○承認	
	21	基盤整備事業	経済振興部会	第4回	第5回 ○承認	
	22	単県土地改良事業	経済振興部会	第4回	第5回 ○承認	
	23	農業用施設災害復旧工事	経済振興部会	第4回	第5回 ○承認	
	24	農業委員会あっせん基準	経済振興部会	第4回	第5回 ○承認	
	25	農業委員会諸証明手数料	経済振興部会	第4回	第5回 ○承認	
	26	農区長制度	経済振興部会	第4回	第6回 ○承認	熊本市のみ
	27	土地改良事業等補助金	経済振興部会	第5回	第6回 継続	
	28	産業祭負担金	経済振興部会	第5回	第6回 継続	
	29	水田農業推進協議会負担金	経済振興部会	第6回		富合町のみ
	30	水田農業推進費	経済振興部会	第6回		富合町のみ
	31	農業用廃プラ類処理対策補助金	経済振興部会	第6回		富合町のみ
	32	認定農業者協議会	経済振興部会	第6回		
	33	認定農業者協議会補助金	経済振興部会	第6回		
	34	営農連絡協議会	経済振興部会	第6回		富合町のみ

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：経済振興部会

協議項目	3 4 農林水産関係事業の取扱い	小項目名	2 9 水田農業推進協議会負担金
調整方針	平成21年度までは現状のままとし、その後の取扱いについては、関係機関と協議を行い調整する		

調査 市町名	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	<p>熊本地域水田農業推進協議会</p> <p>1. 目的 国および県の総合農政の方向に対処し、本市農政の検討および調整を行い、農業の発展と農業所得の向上を図る。</p> <p>2. 会長 JA熊本市 代表理事組 横田 健</p> <p>3. 人員 委員 4 3人 監事 2人</p> <p>4. 構成 各大区長（3 4 農区）、農業委員代表、農業共済代表、土地改良区代表、担い手代表、消費者代表、全集系代表</p> <p>5. 負担金額 該当なし</p>	<p>城南・富合水田農業推進協議会</p> <p>1. 目的 国および県の総合農政の方向に対処し、本町農政の検討および調整を行い、農業の発展と農業所得の向上を図る。</p> <p>2. 会長 JA熊本うき 筆頭理事 安永 信哉</p> <p>3. 人員 2 0名 内議会 2名</p> <p>4. 構成 各町長・各町議会経済建設常任委員長、各町農業委員代表、JA各支所転作推進員代表、各町嘱託員代表、ライスセンター運営協議会代表、下北各部会代表、食糧事務所地域課長</p> <p>5. 負担金額（町単独予算） 平成16年度決算額 8 3. 6万円 （富合町83. 6万円 城南町106. 4万円 JA 190. 0万円） 平成17年度決算額 7 9. 2万円 （富合町79. 2万円 城南町100. 8万円 JA 180. 0万円） 平成18年度予算額 7 4. 8万円 （富合町74. 8万円 城南町 95. 2万円 JA 170. 0万円）</p> <p>6. 内訳（平成18年度分） 報酬 1 3万円 賃金（臨時2名） 2 4 0万円 会議費 8 0万円 研修費 5 万円 需要費 2 万円</p> <p>7. 雇用体系 JA下北営農センター常駐</p>	<p>平成19年度から平成21年度までの間は、それぞれの協議会で、地域水田農業ビジョンを策定し、進行管理を行っているため、平成21年度までは現状のままとする。その後の取扱いについては、関係機関と協議を行い調整する。</p>

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：経済振興部会

協議項目	34 農林水産関係事業の取扱い	小項目名	30 水田農業推進費
調整方針	平成21年度までは現状のままとし、その後の取扱いについては、関係機関と協議を行い調整する		

調査 市町名	現 況		調整の具体的内容
	熊本市	富合町	
市町別内容	該当なし	<p>1. 目的 転作を推進した地区（行政区）に対して、推進費の事務的費用を交付する。</p> <p>2. 交付額（町単独予算） 平成16年度決算 1,510千円 平成17年度決算 1,161千円 平成18年度予算 961千円</p> <p>3. 補助率 平等割十面積割</p>	平成21年度までは現状のままとし、その後の取扱いについては、関係機関と協議を行い調整する。

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：経済振興部会

協議項目	3 4 農林水産関係事業の取扱い	小項目名	3 1 農業用廃プラ類処理対策協議会補助金
調整方針	合併後5年間は現状のまま継続する その間、関係機関との調整を図る		

調査 市町名	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市 町 別 内 容	<p>熊本市農業用廃プラスチック類処理対策協議会</p> <p>1. 目的 協議会は農業用廃プラの処理について資源の有効利用を図るためリサイクルを基本とした再生処理を目標に、農家の意識向上・適正処理への誘導を図り、農業における環境への負荷を軽減した取り組みが行われるよう推進する。</p> <p>2. 会長 熊本市農協園芸部会 部長 藤本照義</p> <p>3. 人員 9名</p> <p>4. 構成 熊本県熊本農政事務所農業振興課 " 農業普及指導課 熊本市生産流通課 熊本市農業協同組合 熊本県経済連園芸資材課 熊本県農業用フィルム商業会 JA 熊本市園芸・果樹・普通作・花卉部会</p> <p>5. 補助金額 該当なし</p>	<p>城南・富合農産廃プラ処理対策協議会</p> <p>1. 目的 農業用廃プラスチック類の適正な処理を推進し、これらの放置によって生じる諸種の弊害を防止し、生活環境の美化に資する。</p> <p>2. 会長 熊本うき農業協同組合 筆頭理事 安永 信哉</p> <p>3. 人員 29名</p> <p>4. 構成 両町長 両町経済課長 JA 各支所長 営農センター長 8野菜部会会長 JA 各支所園芸部会長</p> <p>5. 補助金額 平成16年度決算 250千円 平成17年度決算 250千円 平成18年度予算 250千円</p> <p>6. 補助率 城南町・富合町各25万円 JA60万円 (平成18年度農業者負担10a当たり4,000円)</p>	<p>合併後5年間は現状のまま継続する。 その間、関係機関との調整を図る。</p>

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：経済振興部会

協議項目	3 4 農林水産関係事業の取扱い	小項目名	3 2 認定農業者協議会
調整方針	合併後5年間は現状のまま継続し、その間、関係機関と調整を図る その後、熊本市へ統合する		

調査 市町名	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市 町 別 内 容	<p>熊本市認定農業者協議会</p> <p>1 目 的 熊本市認定農業者と熊本市担い手育成支援協議会との連携を強化するとともに、認定農業者相互の交流を促進することにより、認定農業者個々の農業経営の改善と農業の活性化に資することを目的とする。</p> <p>2 会長 上村 恒治</p> <p>3 認定農業者数 827名</p>	<p>富合町認定農業者連絡会</p> <p>1 目 的 将来にわたり、魅力ある農業及び効率的かつ安定した農業経営を目指し、会員相互の連携と親睦を図りながら、自己啓発による資質の向上や経営発展に努めるとともに、地域農業の発展と豊かで活力ある町づくりに寄与する。</p> <p>2 会長 本田 慶信</p> <p>3 会員 75名</p> <p>4 部会 普通作部会 メロン部会 キュウリ部会 イチゴ部会 ナス部会 花き部会 女性部会</p>	<p>合併後5年間は現状のまま継続し、その間、関係機関と調整を図る。 その後、熊本市へ統合する。</p>

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：経済振興部会

協議項目	3 4 農林水産関係事業の取扱い	小項目名	3 3 認定農業者協議会補助金
調整方針	合併後5年間は現状のまま継続し、その間、関係機関と調整を図るその後、熊本市の例により統合する		

調査	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町名	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	<p>認定農業者協議会負担金</p> <p>1 目的 認定農業者間の相互研鑽を深めるとともに、関係機関が連携強化を図り、情報提供・収集の迅速化を行うとともに、経営改善計画の履行のためのフォローアップを行う。</p> <p>2 対象 熊本市認定農業者協議会</p> <p>3 交付額 平成18年度予算額 700千円</p>	<p>富合町認定農業者連絡会</p> <p>1 目的 魅力ある農業及び効率的かつ安定した農業経営を目指し、会員相互の連携と親睦を図りながら、自己啓発による資質の向上や経営発展に努めるとともに、地域農業の発展と豊かで活力のある町づくりに参加することに対して補助金を交付する。</p> <p>2 対象 富合町認定農業者連絡会</p> <p>3 交付額 平成18年度交付額 270,750円</p>	<p>合併後5年間は現状のまま継続し、その間、関係機関と調整を図る。 その後、熊本市の例により統合する。</p>

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：経済振興部会

協議項目	34 農林水産関係事業の取扱い	小項目名	34 営農連絡協議会
調整方針	当分の間、存続する		

調査 市町名	現 況		調整の具体的内容
	熊本市	富合町	
市町別内容	該当なし	<p>城南・富合営農連絡協議会</p> <p>1. 目的 富合・城南町地域の農業関係機関の職員が研修や会議等を行うことで、指導体制の強化や連絡調整を図ることにより農業の発展に寄与する。</p> <p>2. 構成（15名程度） JA下北営農センター職員 富合町産業振興課職員 城南町農政課職員 （宇城普及センター職員） （宇城農業共済職員）</p> <p>予算 なし</p>	当分の間、存続する。

都市計画の取扱いについて（その 1）

都市計画の取扱いについて承認を求める。

平成 19 年 7 月 3 日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸 山 政 史

都市計画の取扱いについて

都市計画区域及び都市計画区域区分については、現行のまま新市に引き継ぐ。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議項目事業一覧（都市計画）

協議番号	枝番号	協議項目	部会名	提案	承認／継続	備考
37		都市計画の取扱い				
	1	都市計画区域	建設部会	第5回	第6回	継続
	2	都市計画区域区分	建設部会	第5回	第6回	継続

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：建設部会

協議項目	3 7 都市計画の取扱い	小項目名	1 都市計画区域
調整方針	現行のまま新市に引き継ぐ		

調査 市町名	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	熊本都市計画区域 植木都市計画区域	宇土都市計画区域	現行のまま新市に引き継ぐものとする。

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：建設部会

協議項目	3 7 都市計画の取扱い	小項目名	2 都市計画区域区分
調整方針	現行のまま新市に引き継ぐ		

調査 市町名	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市 町 別 内 容	1. 都市計画区域（区域区分有り） 市街化区域 10,095 ha 市街化調整区域 13,043 ha 計 23,138 ha	1. 都市計画区域（区域区分無し） 富合町全域 1,959 ha	現行のまま新市に引き継ぐものとする。
	2. 用途地域 10,095 ha	2. 用途地域 111.3 ha	

協議第 37 号

都市計画の取扱いについて（その 2）

都市計画の取扱いについて承認を求める。

平成 19 年 7 月 30 日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸 山 政 史

都市計画の取扱いについて

都市計画の取扱いのうち下記の事業については、合併時に合併特例区
の事業として継続する。

- ・ 車両基地建設に伴う受託事業

平成 年 月 日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議項目事業一覧（都市計画）

協議番号	枝番号	協 議 項 目	部会名	提案	承認／継続	備考
37		都市計画の取扱い				
	1	都市計画区域	建設部会	第5回	第6回 継続	
	2	都市計画区域区分	建設部会	第5回	第6回 継続	
	3	車両基地建設に伴う受託事業	建設部会	第6回		

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：建設部会

協議項目	3 7 都市計画の取扱い	小項目名	3 車両基地建設に伴う受託事業
調整方針	合併時に合併特例区の事業として継続する		
調査 市町名	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
なし		<p>[車両基地建設に伴う受託事業]</p> <p>1. 平成17年度事業実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両基地建設に伴う排水対策 事業内容：排水路整備、3t仮設ポンプ設置 委託料・・・・・・・・111,676,835円 工事請負費・・・・・・・・455,061,045円 公有財産購入費・・・・60,780,000円 合計・・・・・・・・627,517,880円 <p>2. 平成18年度事業実績額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両基地建設に伴う排水対策 事業内容：排水路整備、8t本設ポンプ設置 揚水機場設置 委託料・・・・・・・・39,331,050円 工事請負費・・・・・・・・923,467,304円 公有財産購入費・・・・9,557,588円 合計・・・・・・・・972,355,942円 ・車両基地建設に伴う道路付替 事業内容：アセス道路整備 委託料・・・・・・・・22,991,246円 工事請負費・・・・・・・・0円 合計・・・・・・・・22,991,246円 総計・・・・・・・・995,347,188円 <p>3. 平成19年度以降の受託事業概算工事費 2,770,000,000円（平成21年度頃に完了予定）</p>	合併時に合併特例区の事業として継続する。
市町別内容			

協議第 17 号

公共的団体等の取扱いについて

公共的団体等の取扱いについて承認を求める。

平成 19 年 7 月 30 日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸 山 政 史

公共的団体等の取扱いについて

新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの自主性を尊重するとともに、これまでの経緯、実情等を配慮しながら公共的団体等の統合に努める。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議項目事業一覧 (公共的団体等)

協議番号	枝番号	協議項目	部会名	提案	承認/継続	備考
17		公共的団体等の取扱い				
	1	公共的団体等	全部会	第6回		

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：全部会

協議項目	17 公共的団体等の取扱い	小項目名	1 公共的団体等
調整方針	新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの自主性を尊重するとともに、これまでの経緯、実情等を配慮しながら統合に努める		

調査	現況		調整の具体的内容
	熊本市	富合町	
市町別内容	これまでの「項目別調整内容」に掲載	これまでの「項目別調整内容」に掲載	合併後における新市の一体性の確立に資するため、各団体のこれまでの経緯、実情等を十分尊重しながら、協議し、統合するよう調整する。

公共的団体等

協議番号	枝番	状況	熊本市	富合町	備考	
31	-	14	提案中	社会福祉協議会	社会福祉協議会	合併時に統合
34	-	2	承認	農とびあ協議会	-	継続
34	-	14	承認	熊本市農政推進協議会	農業振興地域整備促進協議会	3年を目途に統合
34	-	32	提案中	熊本市認定農業者協議会	富合町認定農業者連絡会	合併後5年間現状を継続
34	-	34	提案中	-	城南・富合営農連絡協議会	当分の間、現状を継続
35	-	12	承認	熊本商工会議所他5商工会	富合町商工会	存続
40	-	14	承認	熊本市青少年健全育成連絡協議会	富合町青少年育成町民会議	合併時に統合
40	-	25	承認	熊本市体育協会	富合町体育協会	特例区・その後統合
40	-	26	承認	-	富合町文化協会	特例区の間、現状維持
40	-	29	承認	熊本市PTA協議会	富合町PTA連合会	特例区・随時調整を図る
40	-	29	承認	熊本市子ども会育成協議会	富合町子ども会連絡協議会	特例区・随時調整を図る
40	-	29	承認	熊本市地域婦人会連絡協議会	富合町婦人会連絡協議会	特例区・随時調整を図る
42	-	1	承認	熊本市校区防犯協会	富合町防犯協会	校区防犯協会として統合

協議第18号

補助金・交付金等の取扱いについて

補助金・交付金等の取扱いについて承認を求める。

平成19年7月30日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸山政史

補助金・交付金等の取扱いについて

両市町で同一または同種の補助金等については、原則として合併時に熊本市の例により統合する。

ただし、富合町独自の補助金等は、これまでの経緯、実績等を配慮し調整するものとする。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議項目事業一覧 (補助金・交付金等)

協議番号	枝番号	協 議 項 目	部会名	提案	承認／継続	備考
18		補助金・交付金等の取扱い				
	1	補助金・交付金等	全部会	第6回		

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：全部会

協議項目	18 補助金・交付金等の取扱い	小項目名	1 補助金・交付金等
調整方針	両市町で同一または同種の補助金等については、原則として合併時に熊本市の例により統合する。ただし、富合町独自の補助金等については、これまでの経緯、実績等を配慮し調整するものとする		

調査	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	<p>これまでの「項目別調整内容」に掲載</p>	<p>これまでの「項目別調整内容」に掲載</p>	<p>両市町で同一または同種の補助金等については、原則として合併時に熊本市の例により統合する。ただし、富合町独自の補助金等については、これまでの経緯、実績等を配慮し調整するものとする。</p>

協議番号	枝番	状況	熊本市	富合町	備考
27	2	提案中	消防防災施設等補助金	消防防災施設等補助金	合併時に統合
28	2	承認	—	交通安全協会支部連合会補助金	合併時に廃止
31	14	提案中	社会福祉協議会補助金	社会福祉協議会補助金	合併時に統合
32	14	提案中	小型合併処理浄化槽設置補助金	合併処理浄化槽設置整備事業補助金	合併時に統合
32	3	提案中	再生資源集団回収助成金	資源ごみ回収活動助成金	合併時に統合
32	3	提案中	生ごみ堆肥化容器購入費助成金	—	継続
32	3	提案中	家庭用生ごみ処理機購入費助成金	—	継続
33	1	承認	太陽熱温水器設置費補助	—	継続
33	3	承認	家庭の森づくり補助金	—	継続
33	3	承認	事業所の森づくり補助金	—	継続
33	3	承認	緑の街並みづくり補助金	—	継続
33	4	承認	ビニールハウス雨水浸透施設設置補助金	—	継続
33	5	承認	雨水貯留施設補助金	—	継続
34	2	承認	農とぴあ事業補助金	—	継続
34	7	承認	農用地有効利用促進助成	—	継続
34	8	承認	植木市振興事業補助金	—	継続
34	8	承認	農産物フェア開催補助金	—	継続
34	9	承認	生産体制強化施設整備事業補助金	—	継続
34	10	承認	流通施設整備事業補助金	—	継続
34	11	承認	畜産施設整備事業補助金	—	継続
34	12	承認	野菜価格安定対策事業補助金	—	継続
34	15	承認	—	農業構造改善事業補助金	継続(H21° まで)
34	16	承認	—	農業生活研究グループ連絡協議会補助金	合併時に廃止
34	17	承認	—	農産物新品種導入補助金	3年後に廃止
34	18	承認	—	酪農ヘルパー補助金	3年後に廃止
34	27	提案中	一般土地改良事業補助金	産業振興共同事業補助金	合併時に統合
34	27	提案中	—	土地改良事業運営費補助	継続(H25° まで)
34	28	提案中	—	産業祭負担金	特例区の間、現状維持
34	29	提案中	—	水田農業推進協議会負担金	継続(H21° まで)その後調整
34	30	提案中	—	水田農業費補助金	継続(H21° まで)その後調整
34	31	提案中	—	農業用廃プラ類処理対策協議会補助金	合併後5年間現状を継続
34	33	提案中	認定農業者補助金	認定農業者連絡会補助金	合併後5年間現状を継続 その後熊本市の例により 統合
35	1	承認	大学連携型企業化支援	—	継続
35	2	承認	企業化支援及び新製品・新技術研究開発助成	—	継続
35	3	承認	障害者・母子家庭の母雇用奨励金	—	継続
35	5	承認	商店街共同施設電気料助成	—	継続
35	5	承認	商店街ふれあい空間開設事業	—	継続
35	6	承認	製造業見本市出展支援事業補助金	—	継続
35	6	承認	中小企業振興助成条例に基づく補助	—	継続
35	7	承認	中小企業派遣研修助成	—	継続
35	8	承認	火の国まつり振興会補助金	—	継続
35	11	承認	企業立地促進条例に基づく助成	—	継続
35	12	承認	商工会補助金	富合町商工会補助金	継続
35	17	提案中	—	ふるさと祭事業補助金	特例区の間、現状維持

協議番号	枝番	状況	熊本市	富合町	備考
36 -	2	承認	—	富合町里道改良共同事業補助金	合併時に廃止
39 -	3	承認	—	富合町環境衛生施設整備補助金	合併時に廃止
40 -	1	承認	就学支援(修学旅行特別支援)補助金	—	継続
40 -	3	承認	青少年活動支援補助金	—	継続
40 -	8	承認	各種大会(開催)補助金	—	継続
40 -	11	承認	地域公民館補助金	富合町地域公民館補助金	合併時に統合
40 -	25	承認	熊本市体育協会補助金	富合町体育協会補助金	特例区・その後統合
40 -	26	承認	—	富合町文化協会補助金	特例区の間、現状維持
40 -	30	承認	熊本市PTA連合会補助金	富合町PTA連合協議会補助金	5年間、現状維持 団体毎の調整で一本化
40 -	30	承認	熊本市子ども会育成協議会補助金	富合町子ども会連絡協議会補助金	5年間、現状維持 団体毎の調整で一本化
40 -	30	承認	熊本市地域婦人会連絡協議会補助金	富合町婦人会補助金	5年間、現状維持 団体毎の調整で一本化
40 -	30	承認	熊本市地域公民館連絡協議会補助金	—	継続
40 -	30	承認	ボーイスカウト熊本市地区連絡協議会補助金	—	継続
40 -	30	承認	ガールスカウト日本連盟熊本市連絡会補助金	—	継続
40 -	30	承認	熊本市青年団体連絡協議会補助金	—	継続
40 -	30	承認	熊本市青年団協議会補助金	—	継続
40 -	30	承認	熊本市幼稚園後援会連絡協議会補助金	—	継続
40 -	30	承認	—	家庭教育学級補助金	5年間、現状維持
40 -	14	承認	青少年健全育成連絡協議会運営費補助金	青少年育成町民会議補助金	合併時に統合
40 -	14	承認	校区青少年健全育成協議会運営費補助金	—	継続
40	15	承認	中学生地域交流推進事業助成金	—	継続
42 -	1	承認	熊本市防犯協会補助金	宇城地区防犯協会協会連合会負担金	合併時に廃止。警察署管 轄区域で要検討
42 -	2	承認	防犯灯補助金	—	合併時に統合
42 -	3	承認	町内自治振興補助金	—	自治会移行後に統合
42 -	3	承認	校区自治協議会運営補助金	—	自治会移行後に統合
42 -	5	承認	—	マイク放送施設補助金	町内自治会移行時まで継 続。その後は新市で検討

(今回提案分)

協議第10号

一般職の職員の身分の取扱いについて

一般職の職員の身分の取扱いについて承認を求める。

平成19年8月20日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸山政史

一般職の職員の身分の取扱いについて

合併時に在職する富合町の一般職の職員(教育長を除く)は、市町村の合併の特例等に関する法律第12条により、全て新市の職員として引き継ぐものとする。

職員関係の制度については、熊本市の制度に統合するものとする。

職員の職位、給与等の処遇については、公正に取り扱うものとし、人事管理、給与の適正化の観点から調整し、合併時に統一を図る。

平成 年 月 日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議項目事業一覧 (一般職の職員の身分)

協議番号	枝番号	協議項目	部会名	提案	承認／継続	備考
10		一般職の職員の身分の取扱い				
	1	職員任用・給与	総務部会	第7回		

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：総務部会

協議項目	10 一般職の職員の身分の取扱い	小項目名	1 職員の任用・給与
調整方針	合併時に在職する富合町の一般職の職員(教育長を除く)は、市町村の合併の特例等に関する法律第12条により、全て新市の職員として引き継ぐものとする 職員関係の制度については、熊本市の制度に統合するものとする 職員の職位、給与等の処遇については、公正に取り扱うものとし、人事管理、給与の適正化の観点から調整し、合併時に統一を図る		

調査	現	況	調整の具体的内容
市町名	熊 本 市	富 合 町	

市 町 別 内 容	現況については別紙のとおり	現況については別紙のとおり	合併時に在職する富合町の一般職の職員(教育長を除く)は、市町村の合併の特例等に関する法律第12条により、全て新市の職員として引き継ぐものとする。 職員関係の制度については、熊本市の制度に統合するものとする。 職員の職位、給与等の処遇については、公正に取り扱うものとし、人事管理、給与の適正化の観点から調整し、合併時に統一を図る。
-----------	---------------	---------------	--

(別紙) 両市町の現況

1. 職員定数・職員数・平均年齢・平均給料月額

現 況			
区 分	熊 本 市	富 合 町	
条例職員定数	6,800 人	93 人	
職 員 数	6,155 人	87 人	
内 訳	行 政 職	3,668 人	80 人
	技能労務職	954 人	7 人
	消 防 職	625 人	—
	医 療 職	90 人	—
	教 育 職	109 人	—
	企 業 職	709 人	—
平 均 年 齢	43 歳 0 月	45 歳 1 月	
平均給料月額	353,000 円	340,600 円	

※「平成19年地方公務員給与実態調査」より

2. 級別標準職務分類（行政職関係）

○熊本市

一 般 職 の 級 別 分 類	1 級	主事補、技師補の職務及びこれに相当する職務
	2 級	主事、技師の職務及びこれに相当する職務
	3 級	①係長の職務及びこれに相当する職務
		②主任主事、主任技師の職務及びこれに相当する職務
	4 級	①困難な業務を行う係長の職務及びこれに相当する職務
		②困難な業務を行う主任主事、主任技師の職務及びこれに相当する職務
	5 級	①課長補佐の職務及びこれに相当する職務
		②特に困難な業務を行う係長の職務及びこれに相当する職務
③特に困難な業務を行う主任主事、主任技師の職務及びこれに相当する職務		
6 級	課長の職務及びこれに相当する職務	
7 級	部長職務及びこれに相当する職務	
8 級	局長の職務及びこれに相当する職務	

○富合町

一 般 職 の 級 別 分 類	1 級	主事の職務
	2 級	特に高度な知識経験を要する主事の職務
	3 級	参事の職務
	4 級	①審議員の職務
		②主幹の職務
	5 級	①課長の職務
②主席審議員の職務		
③特に重要な業務を処理する審議員の職務		
6 級	政策審議員の職務、総務課長の職務、及びその職務と同程度で長が規則で定める職の職務	

3. 初任給基準

	熊本市	富合町
初任給（高校卒）	1級13号給 141,400円	1級5号給 138,400円

4. 給料表

	熊本市	富合町
給料表(行政職)	8級制	6級制

協議第 1 1 号

合併市町村基本計画について

合併市町村基本計画について承認を求める。

平成 19 年 8 月 20 日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸 山 政 史

合併市町村基本計画について

合併市町村基本計画（案）について、別紙のとおり提案する。

平成 年 月 日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議項目事業一覧 (合併市町村基本計画)

協議番号	枝番号	協議項目	部会名	提案	承認／継続	備考
11		合併市町村基本計画				
	1	合併市町村基本計画(案)	企画財政部会	第7回		

協議第13号

条例、規則等の取扱いについて

条例、規則等の取扱いについて承認を求める。

平成19年8月20日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸 山 政 史

条例、規則等の取扱いについて

合併後の条例・規則等は熊本市の条例・規則等を適用する。ただし、各種事務事業の調整内容に基づき、必要な場合には関係する条例・規則等の制定、改正等を行う。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議項目事業一覧 (条例、規則等)

協議番号	枝番号	協議項目	部会名	提案	承認／継続	備考
13		条例、規則等の取扱い				
	1	条例及び規則等	総務部会	第7回		

作業部会名：総務部会

協議項目	13 条例、規則等	小項目名	1 条例及び規則等
調整方針	合併後の条例・規則等は熊本市の条例・規則等を適用する。ただし、各種事務事業の調整内容に基づき、必要な場合には関係する条例・規則等の制定、改正等を行う		

調査 市町名	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	条例 290 規則 338 訓令(規程) 139 その他 20 合計 786本 (H19.4.1現在)	条例 119 規則 94 訓令(規程) 31 その他 9 合計 253本 (H19.4.1現在)	合併後の条例・規則等は熊本市の条例・規則等を適用する。ただし、各種事務事業の調整内容に基づき、必要な場合には関係する条例・規則等の制定、改正等を行う。

協議第14号

事務組織及び機構の取扱いについて

事務組織及び機構の取扱いについて承認を求める。

平成19年8月20日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸 山 政 史

事務組織及び機構の取扱いについて

熊本市の機構に統一し、組織の再編、見直しを行う。
富合町については、区域を所管する総合支所を設置し、住民サービスの低下をきたすことのないよう適切な措置を講ずる。

平成 年 月 日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議項目事業一覧 (事務組織及び機構)

協議番号	枝番号	協議項目	部会名	提案	承認/継続	備考
14		事務組織及び機構の取扱い				
	1	組織	総務部会	第7回		

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：総務部会

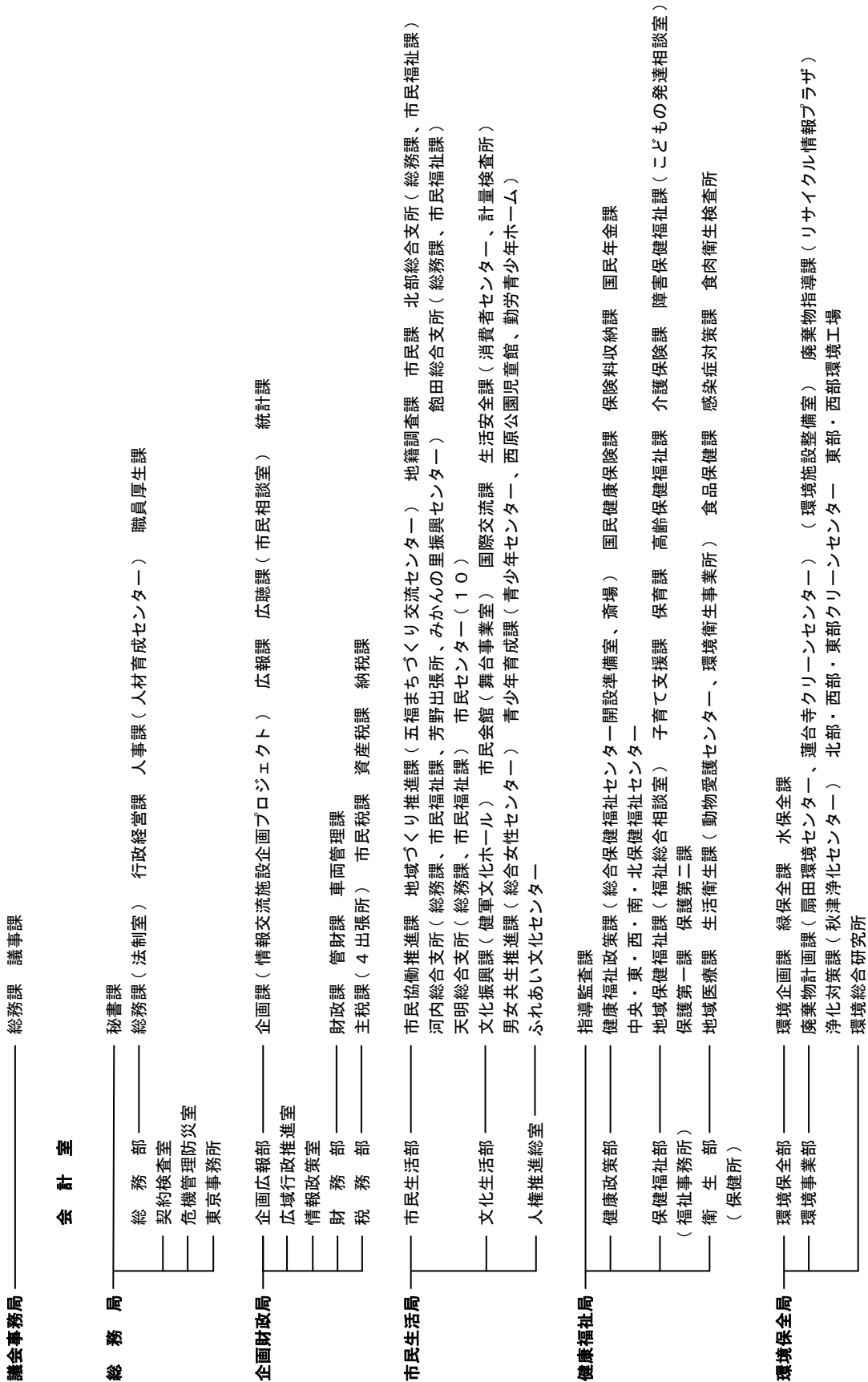
協議項目	14 事務組織及び機構の取扱い	小項目名	1 組織
調整方針	合併時に熊本市の機構に統一し、組織の再編、見直しを行う 富合町については、区域を所管する総合支所を設置し、住民サービスの低下をきたすことのないよう適切な措置を講ずる		

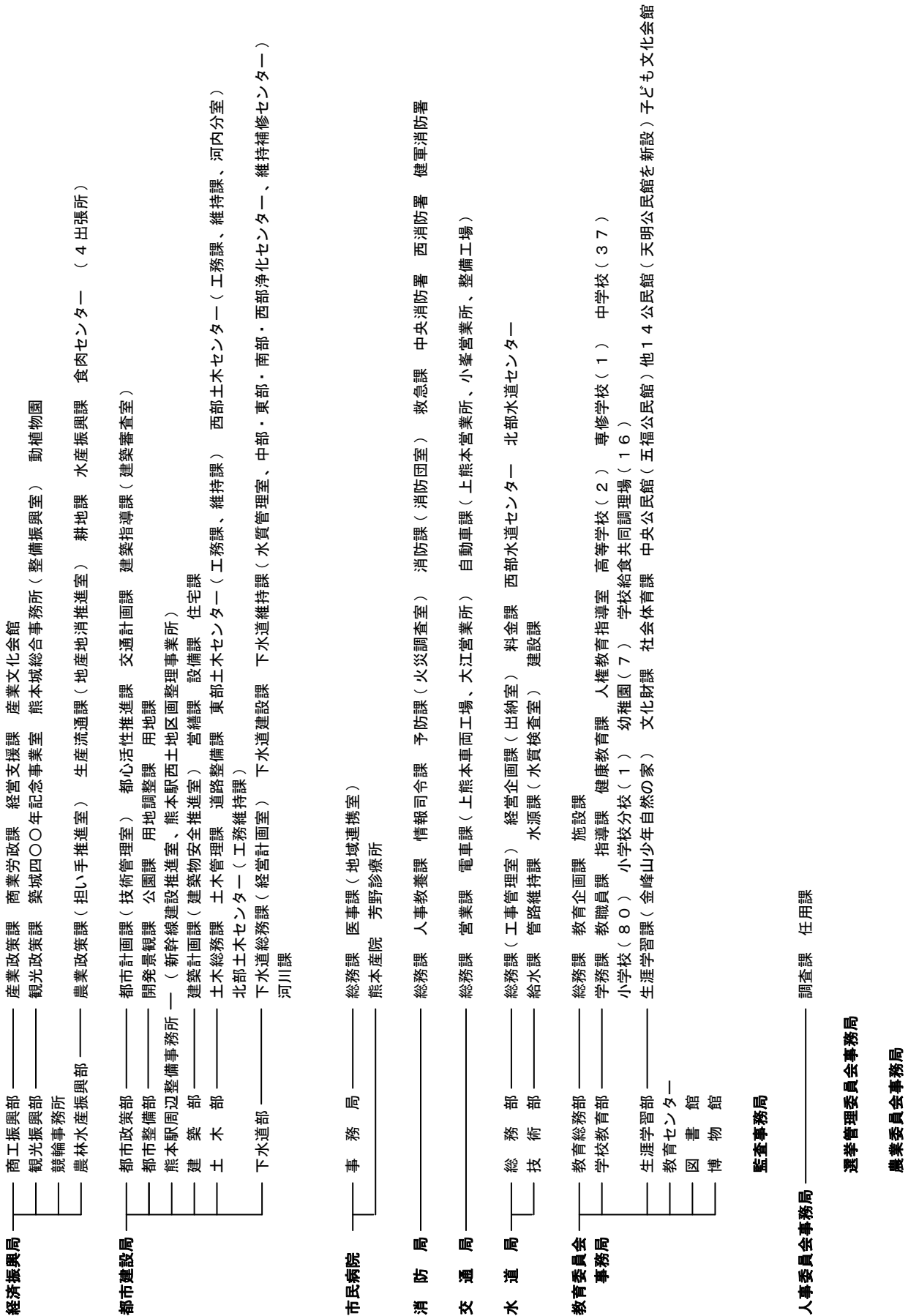
調査	現 況	調整の具体的内容
市町名	熊 本 市	富 合 町

市町別内容	(組織図一覧参照)	(組織図一覧参照)
	熊本市の機構に統一し、組織の再編、見直しを行う。 富合町については、区域を所管する総合支所を設置し、住民サービスの低下をきたすことのないよう適切な措置を講ずる。	

平成19年度熊本市機構図

平成19年4月1日現在





平成19年度富合町組織図

平成19年4月1日現在

